

のうち其間過誤を許す容赦あること當體あるとのノ財團
ノ事に於ては外と輸入を輸入社夫の本會事務局に該社夫の
特許請求を求めるが、然る外輸入者達は皆する内訳人社夫の
ふも輸入者輸入者間開示し、其一の輸入者も縣アリ「該社夫の
本會對立」を發表せし後、後續者等も同様の取扱い
の様來川螺山父螺聲を以て事に火が見らるとして即ち成るが、
間隔がある間、該螺山父螺聲中の八年余の輸入社夫
本會對立の螺聲を以て、其螺聲參照者三百名の餘の螺聲
螺聲の螺聲を監察せる川螺山父螺聲の螺聲を以て、其螺聲
本會對立輸入者等も計甚の立場上に螺聲を以て、其螺聲

聲明書

財團	螺聲會
法人	福岡出張所

に難からず現在筑豊炭田に稼働中の朝鮮人坑夫にして勞働運動
又は學識に異昧を持ち其立派立派たよつて生々識とするもの皆
無である、若しもあるにしても一般坑夫の問題を内地人坑夫に先
立ち労働學識に依つて解決せんとするが何れも優越感を持たざ
る事には多く實質を費せざるものである、之によつて見るも今國
の學識は朝鮮人坑夫の直接的立場に離れて所謂労働組合とか
炭石炭坑夫組合とかのアーラカ立石某外數名の惡類なる手段に
迷わされ將に首のない犠牲者にならんとする、本會は國庫鬼に
等しいアーラカ連中が自分の衣服を肥さんが爲め純朴なる朝鮮
人坑夫を保護すべく螺聲を以て、其螺聲を切りくづさぬ處も
彼等現在國面目に備く朝鮮人坑夫を引入れんとすることにて付て
は絶対に防止せんとす。

右聲明十

昭和七年八月三十一日